

ジェット口環境社会配慮ガイドライン（案）

第 部 基本的事項

1. 基本理念

独立行政法人日本貿易振興機構（JETRO、以下ジェット口）は、我が国の貿易の拡大、諸外国との円滑な通商経済関係の発展、経済協力の促進に寄与すべく設立された、貿易振興及び開発途上国調査研究の実施機関である。そのルーツは我が国の民間貿易が再開されるに当たり海外の市場情報を調査する機関として 1951年に設立された「財団法人海外市場調査会」に遡る。同調査会は、貿易振興に関連するいくつかの機関との合併を行い、1958年には我が国の貿易振興施策を一元的に実施する中核機関として、特殊法人日本貿易振興会が設立された。さらに、1998年7月に、わが国最大の地域研究機関であるアジア経済研究所と統合し、貿易・投資振興、地域・開発研究の推進を目指す総合機関となった。2002年（平成14年）12月には「独立行政法人日本貿易振興機構法」が国会で成立し、2003年（平成15年）10月1日に独立行政法人へ移行した。現在では、通商・貿易動向及び国としての政策ニーズ等を踏まえつつ、対日投資の促進、輸出促進や在外企業サポート等を通じた中小企業等の国際ビジネス支援、開発途上国との貿易取引拡大及びそれらを効果的に実施するための調査・研究、情報発信・提供・貿易投資相談といった業務を行っている。

このようにジェット口が設立されて既に半世紀を越える年月が経過しているが、この間世界の情勢は大きな変貌を遂げてきた。1950年代から60年代にかけては欧米先進国そして日本が戦後の復興さらには高度経済成長を謳歌した時代であった。この高度成長の負の側面が深刻な産業公害であり、1972年にはストックホルムで国連人間環境会議が開催されている。戦後植民地から独立した発展途上国の多くは一次産品の輸出に依存する経済構造ゆえに相対的に経済の停滞を余儀なくされたが、その力が資源ナショナリズムとして噴出したのが1973年、79年の石油危機であった。急激な原油価格の値上がりで先進国経済はスタグフレーションに苦しめられるが、二次にわたる石油危機で最も深刻な打撃を被ったのは非産油途上国であった。1970年代から80年代にかけては、その一方で製造業製品を輸出することで高い経済成長を遂げる一群の途上国が出現する。後にアジアNIESと称されることになる韓国、台湾、香港、シンガポールといった諸国、地域がその代表である。1985年のプラザ合意以降の為替調整過程では日本を始めとする先進国、さらにはアジアNIESからの直接投資の急速な流入を背景として、ASEAN諸国そして中国が目覚ましい成長を開始する。そしてこの高度経済成長のうねりは今日ではインドにも及んでいる。

1980年代後半以降アジア諸国を中心に途上国が経済成長の波に乗る中で、国際社会の大きな懸念材料となってきたのがオゾン層の破壊や地球温暖化に代表される地球規模の環境問題である。急速に高まったこれらの問題への懸念を受けて、1992年にはリオデジャネイロで地球サミット（国連環境開発会議）が開催されたが、このサミットは先進国の責任を追及する南（途上国）と北（先進国）が鋭く対立

する場となった。地球サミットの成果の一つである気候変動枠組み条約に関しては南北の深刻な対立を乗り越えて 1997 年に京都議定書が採択されている。同議定書は 2005 年に発効したが、これによって日本は第 1 約束期間（2008 年～2012 年）中に温室効果ガス排出量を 1990 年比 6%の削減を求められている。地球温暖化が現実の危機であることは既に世の多くの人々の認識するところとなっており、議定書締約国は温室効果ガスの着実な削減、そして将来に向けて議定書を離脱したアメリカや急激な成長を遂げている中国やインド等にも温室効果ガス削減への参加を呼びかける努力を求められている。

戦後の冷戦構造を反映する東西の途上国に対する援助競争も一つの背景として 1960 年代以降本格化した先進国による公的開発援助に関しては、それによって実施されるとりわけ大規模なインフラ建設の環境、社会面での負の影響にも関心が向けられるようになった。1985 年には OECD の手でガイドラインが作成され、世界銀行やアジア開発銀行のような多国間援助機関も独自のガイドラインを制定している。1990 年代には日本の援助機関（国際協力事業団（JICA、当時）、海外経済協力基金（OECF、当時）も環境ガイドラインを制定、これらが 2000 年以降社会面への配慮にも力点を置く、国際協力銀行（JBIC）、国際協力機構（JICA）の環境・社会配慮ガイドラインへ改定される。融資に際し環境社会配慮を求める動きは、今日では援助機関から輸出信用を供与する機関、さらには民間金融機関をもその対象とするものになってきており、これを象徴するのが国際金融公社（IFC）パフォーマンス基準、民間銀行の赤道原則の制定である。

1989 年のベルリンの壁崩壊で本格化する冷戦の終焉が結果としてもたらしたのは世界全体の市場化（グローバル化）であった。グローバル化は世界全体で原材料・部品、労働力、などを調達し、世界全体でその製品を販売する巨大な世界企業（多国籍企業）を生み出しているが、これらの企業の行動が社会（とりわけ雇用）や環境に与える影響への懸念も同時に高まりを見せている。企業・民間部門の影響力が巨大になる一方で、政府・公的部門に対しては「小さな政府」を求めるのが世界的趨勢である。結果として、企業の社会的責任（Corporate Social Responsibility: CSR）がそれぞれの国や社会のあり方を反映しつつ、これまでに強く問われる時代となっている。世界的には例えば ILO が「労働における基本的原則及び権利に関する ILO 宣言とそのフォローアップ」を採択し（1998 年）、OECD が「多国籍企業ガイドライン」を改定（2000 年）、国連はアナン前国連事務総長の提唱で Global Compact を制定（2000 年）している。日本国内では例えば、経済団体連合会は企業行動憲章（1991 年制定）を CSR の観点から改定（2004 年）し、経済同友会が社会的責任経営を世に問うている（2003 年）。

ジェットロは 2007 年 4 月より開始された第 2 次中期計画（2007 年～2010 年）の「国民に対し提供するサービスその他業務の質の向上に関する目標を達成するために取るべき措置」で「業務の実施に当たっては、職員その他の関係者の環境保護及び社会的影響の回避・最小化に関する意識を高め、環境及び社会に配慮した業務運営に努力する」と明記しているが、これも時代の要請を受けたきわめて当然のことである。本ガイドラインはジェットロが今後努力していく環境及び社会に配慮した業務運営をより確実なものとするため、環境社会配慮の具体的な責務そして可能な場合はその手続きを定めるものである。

2. ガイドラインの目的

本ガイドラインは日本貿易振興機構（以下JETRO）の業務において、JETROが対外的な透明性を保ちつつ、果たすべき環境社会配慮上の責務を定め、また、望ましい方向性を示すことを目的とする。とりわけ貿易投資促進事業及び案件形成調査事業において、このことは重要であり、これらの事業については個別のガイドラインを取りまとめる。

3. 環境社会配慮の項目と環境社会影響の範囲

環境社会配慮を行うべき項目は、大気、水、土壌、廃棄物、事故、水利用、地球温暖化、生態系及び生物相等を通じた、人間の健康と安全及び自然環境（越境または地球規模の環境影響を含む。）並びに非自発的住民移転等人口移動、雇用や生計手段等の地域経済、土地利用や地域資源利用、社会関係資本や地域の意思決定機関等社会組織、既存の社会インフラや社会サービス、貧困層や先住民族など社会的に脆弱なグループ、被害と便益の分配や開発プロセスにおける公平性、ジェンダー、子どもの権利、文化遺産、地域における利害の対立、HIV/AIDS等の感染症を含む。

検討すべき、あるいは調査すべき環境社会影響は、プロジェクトの直接的、即時的な影響のみならず、合理的と考えられる範囲内で、派生的・二次的な影響、累積的影響も含む。また、プロジェクトのライフサイクルにわたる影響を考慮する。

環境や地域社会に対する影響を事前に把握するには関連する様々な情報が必要であるが、影響のメカニズムが十分に明らかになっていないこと、利用できる情報が限られていること等の理由から、影響予測を行うことには一定の不確実性が伴う場合がある。不確実性が大きいと判断される場合には、可能な限り予防的な措置を組み込んだ環境社会配慮を検討する。

4. 社会環境と人権への配慮

環境社会配慮の実現は、当該国の社会的・制度的条件及び事業が実施される地域の実情に影響を受ける。特に、紛争国や紛争地域、表現の自由などの基本的諸権利や法的救済を受ける権利が制限されている地域においてJETROが事業を実施する際には、このような地域事情への特別な配慮が求められる。

JETROは、事業の実施に当たり、国際人権規約をはじめとする国際的人権基準の原則を尊重する。この際、女性、先住民族、障害者、マイノリティなど社会的に弱い立場にあるものの人権について特に配慮する。

5. ガイドラインの遵守と情報公開

JETROは、本ガイドラインを対外的な透明性を確保しつつ遵守していくため、外部有識者による「JETRO環境社会配慮ガイドライン諮問委員会（以下、諮問委員会）を設置する。委員の氏名、所属、専門分野は、諮問委員会設置後速やかにホームページで公開する。

JETROは、本ガイドラインの遵守に関する外部からの日本語または英語での意見を、電子メール、郵送、ファックスなど文書で受け付ける。

ジェットロは、受け付けた意見を各担当部および総務部環境社会配慮審査担当(以下、環境社会配慮審査担当)に送り、適切な対応を取る。その際、必要に応じ諮問委員会の専門的立場からのアドバイスを求め、これを尊重する。その上で、具体的な対応方法を意見送付者に連絡する。

ジェットロは、定期的に諮問委員会を開催し、環境社会配慮の観点から業務の実施状況を報告し、本ガイドラインの遵守、必要な場合にはガイドライン見直し、等について専門的立場からのアドバイスを求める。諮問委員会の議事録はホームページで公開する。

6. 用語の定義

「貿易・投資促進事業」とは、ジェットロが本体事業として行っている、対日投資の促進、輸出促進や在外企業サポート等を通じた中小企業等の国際ビジネス支援、開発途上国との貿易取引拡大及びそれらを効果的に実施するための調査・研究、情報発信・提供・貿易投資相談、等の業務のことをいう。

「フィージビリティ調査」とは、「個々のプロジェクトが、技術的、経済的、財務的、社会的、さらに環境などの側面から見て実行可能であるか否かを客観的に検証するため、プロジェクトの可能性、妥当性、投資効果を調査することをいう。そして、このようなフィージビリティ調査の対象となるプロジェクトを発掘するために行うのが「案件形成調査」である。」(P)

「ジェットロ案件形成調査」とは、ジェットロが経済産業省からの受託事業として実施している案件形成調査のことをいう。具体的には、「地球環境・プラント活性化事業等調査」、「開発途上国民活事業環境整備支援事業実現可能性調査」、「石油資源開発等支援調査」の3事業で実施される案件形成調査を指す。

「提案事業」とは、ジェットロが行う公募に対し民間企業・団体がジェットロに対し提案する案件形成調査のことをいう。

「提案者」とは、ジェットロが行う公募に対し、案件形成調査を提案する民間企業・団体のことをいう。提案がジェットロによって採択されれば、調査の「実施者」となる。

「ステークホルダー」とは、広義にはジェットロ事業に関係を有する、あるいはジェットロ事業により影響を受ける個人や団体、さらにはジェットロ事業に関し知見あるいは意見を有する個人や団体のことをいう。とりわけジェットロ案件形成調査においては、同調査および次の段階で行われるフィージビリティ調査等の結果を踏まえ、プロジェクトが最終的に実施される場合の、想定されるプロジェクトの実施者、想定される実施サイトを管轄する地方自治体の関係者、プロジェクトによって影響を受けると想定される個人や団体(非正規居住者を含む)及びプロジェクトに知見もしくは意見を有すると想定される個人や団体(現地で活動している NGO を含む)のことをいう。